

〔 文中の ■■■ は、申請者の実情等に応じて適宜変更すべきものです。 〕

事前確認書（手続実施結果報告書）（注<sup>1</sup>）

平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

〇〇〇株式会社

取締役会御中（注<sup>2</sup>）

確認者の名称（注<sup>3</sup>）

印

私は、〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した平成〇〇年度の産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請書（以下「申請書」という。）及びこれに添付された「基準への適合状況」（以下「基準への適合状況」という。）について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、会社が産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請を行うために作成した「申請書」及び「基準への適合状況」に記載された記載内容を対象として確認することを目的とするものである。

### 手続の目的

私は、「申請書」及び「基準への適合状況」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

（注<sup>1</sup>） 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同研究報告の文例を参照して、適宜改変することができる。

（注<sup>2</sup>） 宛先は、申請者とする。または、「代表取締役 ■■■■■ 殿」とする等、実情に応じて、適宜、記載を行う。

（注<sup>3</sup>） 確認作業を行った公認会計士・税理士の氏名を記載し、押印する。

## 【公認会計士・税理士による確認書面の記載例】

(1) 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的（「申請書」2で記載する事項）及び事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」4で記載する事項）に照らして整合しているかどうかについて確かめること。

さらに、事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」4で記載する事項）が「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」に照らして整合しているかどうかについて確かめること。

また、「申請書」の「設備投資の内容」に記載された内容（「申請書」5で記載する内容）が、会社において承認された設備投資計画及び見積書等の根拠資料に照らして整合しているかどうかについて確認すること。

(2) 「申請書」の「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」5で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかどうかについて確かめること。

また、「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに簡易CF（営業利益＋減価償却費）の各年度及び3年平均の金額が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額を用いて算定されているかどうかについて確かめること。

さらに、「基準への適合状況」において記載された「本件設備投資による効果」の金額が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかどうかについて確認すること。

### 実施した手続（注<sup>4</sup>）（注<sup>5</sup>）

（「申請書」一申請要件及び基礎となる設備投資計画関連）

1. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）が、「申請書」2及び4に記載したとおり、産業競争力強化法第2条第13項に規定する「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって、事業の生産性の向上に特に資する」ものとして必要十分な設備であるかどうか

---

（注<sup>4</sup>）本業務において、通常実施することが想定される手続の他、認定申請を行う事業者による「投資計画」及び「基準への適合状況」の数値の捕捉・集計の実情に応じて、必要な手続を例示している。

なお、通常実施することが想定される手続については、各手続の末尾に（\*）を付している。

（注<sup>5</sup>）各手続において示されている書類（例えば、「電力料削減金額算定表」）は減免申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情に応じた名称を記載する。

## 【公認会計士・税理士による確認書面の記載例】

- かについて、会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注<sup>6</sup>）に質問した。（\*）
2. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）のうち、「金額」について「数量」に「単価」を乗じて計算調べを行った。さらに、「金額」の合計について計算調べを行った。（\*）
  3. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）のうち、「設備の名称」「型番」「数量」「単価」「金額」について、会社から「申請書」に添付提出するものとして提示された設備投資計画（以下「設備投資計画」という。）の記載内容と合致するかどうかについて確かめた。さらに、「設備投資計画」に会社の代表者又はそれに代わる者の押印があるかどうかについて確かめた。（\*）
  4. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）のうち、設備別の「金額」について、当該設備に関連するため、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示された見積書を集計して突合し、両者が合致するかどうかについて確かめた。（\*）

（「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

5. 「申請書」の「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」5で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と合致しているかどうかについて確かめた。（\*）  
また、「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに簡易 CF の各年度及び3年平均の金額について、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額を用いて計算調べを行った。
6. 「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」のうち、各年度の電力量の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「電力料削減金額算定表」の削減金額と合致しているかどうかについて確かめた。（\*）
7. 「電力料削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想電力消費量と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される電力消費量を比較して、「電力削減見込量」を算定し、これに最近の請求記録から把握した「電力料金額」を乗じて、各年度の電力料の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

- （1）「電力料削減金額算定表」の「電力削減見込量」に「電力料金額」を

---

（注<sup>6</sup>）回答者の会社における肩書き及び氏名を記載する。回答者は「申請書」及び「基準への適合状況」の作成について責任を負う者（事業部長等、会社の代表権を有する者以外の者を含む）とする。

【公認会計士・税理士による確認書面の記載例】

乗じて、各年度の電力量の削減金額の計算調べを行った。さらに、各年度の電力料削減見込量について、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量を比較して計算調べを行った。（＊）

(2) 「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「電力削減量算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。

(3) 「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、「電力料金額」について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「〇〇年〇〇年度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

8. 「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」のうち、各年度の仕損費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「仕損費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

9. 「仕損費削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想仕損費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去 2 年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される仕損費発生額を比較して各年度の仕損費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

(1) 「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の仕損費削減金額について、新規設備の予想仕損費発生額と既存設備について算定した仕損費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

(2) 「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備仕損費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

(3) 「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備仕損費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

10. 「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」のうち、各年度の修繕費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「修繕費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

11. 「修繕費削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想修繕費発生額と、「申請

## 【公認会計士・税理士による確認書面の記載例】

書」に記載された既存設備の過去 2 年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される修繕費発生額を比較して、各年度の修繕費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

- (1) 「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の修繕費の削減金額について、新規設備の予想修繕費発生額と既存設備について算定した修繕費発生額を比較して計算調べを行った。(\*)
- (2) 「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備修繕費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。(\*)
- (3) 「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備修繕費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。(\*)

### 手続の実施結果

(「申請書」－申請要件及び基礎となる設備投資計画関連)

1. 上記の手続1. について、会社の□□□(役職) ○○○(氏名)氏から、「申請書」の対象とする設備が、「申請書」2及び4に記載したとおり、産業競争力強化法第2条第13項に規定する「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。)であって、事業の生産性の向上に特に資する」ものであり、必要な十分な設備である旨の回答を得た。
2. 上記の手続2. について、計算調べを行った結果、計算結果は「申請書」に記載された設備投資の内容の「金額」及び「金額」の合計と合致した。
3. 上記の手続3. について、「申請書」と「設備投資計画」を突合した結果、「設備の名称」「型番」「数量」「単価」「金額」の記載内容は合致した。  
また、提示された「設備投資計画」に代表取締役□□□氏の押印が記載されていた。
4. 上記の手続4. について、会社から提示された見積書を集計して「申請書」と突合した結果、設備別の金額は合致した。

(「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連)

5. 上記の手続5. について、「設備投資の内容」と「基準への適合状況」を突合した結果、「設備投資の内容」に記載された金額は「基準への適合状況」

【公認会計士・税理士による確認書面の記載例】

に記載された設備投資額と合致した。また、「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに簡易CFの各年度及び3年平均の金額は、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度のコストを用いた計算結果と合致した。

6. 上記の「基準への適合状況」と「電力料削減金額算定表」を突合した結果、各年度の電力量の削減金額は合致した。
7. 上記の「電力料削減金額算定表」に記載された各年度の電力量の削減金額及び各年度の電力削減見込量と合致した。  
上記の「電力料削減金額算定表」と「電力削減量算定資料」を突合した結果、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量は合致した。  
上記の「電力料削減金額算定表」と「〇〇年〇〇月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録を突合した結果、「単位当り電力料金額」は合致した。
8. 上記の「基準への適合状況」と「仕損費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の仕損費の削減金額は合致した。
9. 上記の「仕損費削減金額算定表」に記載された各年度の仕損費削減金額と合致した。  
上記の「仕損費削減金額算定表」と「新規設備仕損費算定資料」を突合した結果、新規設備の予想仕損費発生額は合致した。  
上記の「仕損費削減金額算定表」と「既存設備仕損費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した仕損費発生額は合致した。
10. 上記の「基準への適合状況」と「修繕費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の修繕費の削減金額は合致した。
11. 上記の「修繕費削減金額算定表」に記載された各年度の修繕費削減金額と合致した。  
上記の「修繕費削減金額算定表」と「新規設備修繕費算定資料」を突合した結果、新規設備の修繕費発生額は合致した。  
上記の「修繕費削減金額算定表」と「既存設備修繕費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した修繕費発生額は合致した。

### **業務の特質**

上記の手続は、会社が行う産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請に関連して実施したものであり、全体としての「申請書」又は「基準への適合状況」の各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、「申請書」又は「基準への適合状況」の記載事項について、将来情報の予測の正確性に関する結論や保証を含め、いかなる結論の報告も、また保証を提供することもしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない（注<sup>7</sup>）。

### **配布又は利用の制限**

本報告書は、会社の産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請に関連して作成されたものであり、確認申請以外の目的で利用又は配布されることを想定していない（注<sup>8</sup>）。

（以 上）

---

（注<sup>7</sup>） 公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究報告第 20 号〕を参考として、例えば、次のような表現を「業務の特質」に追加することができる。

「もし当監査法人が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠してこれらの売上高及び指標の監査若しくはレビューを行うか、又は手続の範囲を更に拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある」

（注<sup>8</sup>） 公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究報告第 20 号を参考として、〕例えば、「利害関係」の見出しの下に、次のような表現を末尾に追加することができる。

#### **「利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。」